

議案第 3 2 9 号

大田市いきいき工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

大田市いきいき工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

## 大田市条例第 号

大田市いきいき工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市いきいき工房の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支援するため、」を「支援するとともに、地域住民等の交流の場や、地域活動の場としての活用により地域を活性化するため、」に改める。

第2条の表中「1078番地5」を「1083番地5」に改める。

第5条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用料の徴収に関する業務

第6条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、第3条に規定する事業に支障のない限り、その事業以外に使用させることができる。

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第8条 工房を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に掲げる事業に使用するときには使用料の額を同表に定める金額の5割相当額とする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

施設名	使用料（1時間当たり）
作業室	200円

調理実習室	200円
-------	------

#### 備考

- 1 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。
- 3 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 4 市内の公共的団体が市民のための公益的な活動等を行うために使用する場合は、この表に定める金額の5割相当額とする。ただし、第8条第1項ただし書に規定する料金を適用する場合は、この限りでない。
- 5 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校生以下（第2号及び第3号に規定するものを除く。）が使用する場合は、この限りでない。
- 6 営利を目的として使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 7 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、この表に定める金額の20割相当額を加算する。
- 8 午前8時30分から午後10時までの間以外の時間に施設を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。
- 9 2日以上にわたり使用する場合において、原状回復を行わず他の使用を妨げるときは、この表に定める金額（第5号から第7号までに該当する場合は、当該規定により算定した額）の5割相当額とする。
- 10 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

# 大田市いきいき工房の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する説明資料

## 1 改正の理由

令和7年度からの指定管理継続に伴い、これまで使用料収入を得ていなかったが今後使用料を徴収するようにするため、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

- (1) 施設を幅広く利用可能とするため設置目的を改める。  
(第1条)
- (2) 敷地内に複数ある地番と建物の位置をあわせるために、施設の位置を「大田市祖式町1078番地5」から「大田市祖式町1083番地5」に改める。  
(第2条)
- (3) 指定管理者の業務に使用料の徴収業務を加える。  
(第5条)
- (4) 指定管理者は、介護予防事業等、第3条に規定する事業に支障のない限り、その事業以外に使用させることができることとする。  
(第6条)
- (5) 営利を目的として使用することを許可可能とする。  
(第7条)
- (6) 使用料を表のとおり設定する。使用料の減免については、市

長が特に必要があると認めるときに行うことを規定する。また、既納使用料は原則として還付しないこととする。

施設名	使用料（1時間あたり）
作業室	200円
調理実習室	200円

（第8条、別表）

### 3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 3 0 号

大田市一般市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

大田市一般市営住宅管理条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市一般市営住宅管理条例の一部を改正する条例

大田市一般市営住宅管理条例（平成17年大田市条例第211号）  
の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

メゾン栄 3・4号棟	大田市仁摩町仁万461番地22	定住促進 用	4戸	2LDK	30,000円
			4戸	1LDK	25,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に一般市営住宅に入居している者（以下「現入居者」という。）は、この条例による改正後の大田市一般市営住宅管理条例（以下「新条例」という。）の規定に基づき入居しているものとみなす。
- 3 現入居者が入居時に支払った敷金については、新条例第6条において準用する大田市営住宅条例（平成17年大田市条例第209号）第18条の規定によって支払われた敷金とみなす。

## 大田市一般市営住宅管理条例の一部改正に関する説明資料

### 1 改正の理由

島根県住宅供給公社から島根県定住促進賃貸住宅の譲渡を受け、一般市営住宅として活用するため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

新しく一般市営住宅となる住宅を表に追加する。

団地名	位置	区分	戸数	間取	家賃(月額)
メゾン 栄3・4 号棟	大田市仁 摩町仁万 461番地22	定住促進用	4戸	2LDK	30,000円
			4戸	1LDK	25,000円

(別表第1)

### 3 施行期日等

- (1) 令和7年5月1日から施行する。
- (2) 現に一般市営住宅に入居している者（以下「現入居者」という。）は、この条例による改正後の大田市一般市営住宅管理条例の規定に基づき入居しているものとみなす。
- (3) 現入居者が入居時に支払った敷金については、一般市営住宅に対して支払われた敷金とみなす。

## 議案第 3 3 1 号

### 訴えの提起について

次のとおり、訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

#### 1 訴えの相手方

東京都港区南青山六丁目 7 番 2 号  
株式会社クシムソフト  
代表取締役 伊藤 大介

#### 2 訴えの提起の理由

平成 3 1 年 3 月に立地認定を受けた株式会社クシムソフト（当時：株式会社エイム・ソフト）が、大田市に設立した事業所の操業を廃止したことから、令和 3 年 1 月及び令和 4 年 1 月に交付した雇用助成金合計 2 5 0 万円を返還するよう求めたところ、相手方は返還債務が存在しないとの立場から松江地方裁判所へ訴えを提起したため、雇用助成金の全額返還及び加算金、延滞金又は遅延損害金の支払いを求める訴えを提起するもの。

#### 3 請求の要旨

- (1) 相手方に対し、金 2 5 0 万円及びこれに対する加算金、延滞金又は遅延損害金を支払うよう求める。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

#### 4 訴訟遂行の方針

- (1) 訴訟の途中で和解することがある。
- (2) 1 審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（略）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13)～(15) 略

2 略

## 議案第 3 3 2 号

### 大田葬斎場火葬炉設備更新工事契約の締結について

次のとおり、大田葬斎場火葬炉設備更新工事契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

- 1 契約の目的 大田葬斎場火葬炉設備更新工事
- 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 3 契約の金額 2 2 1, 1 0 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 富山県富山市奥田新町 1 2 番 3 号  
株式会社 宮本工業所  
代表取締役 宮本 芳樹

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

大田葬斎場火葬炉設備更新工事契約の締結に関する説明資料

- 1 審査日時 令和6年10月25日（金） 午後2時
- 2 提案上限額 237,600,000円
- 3 提案額 231,000,000円
- 4 契約額 221,100,000円
- 5 契約期間 本議案議決の日から令和9年1月31日まで
- 6 業務内容 大田葬斎場火葬炉設備の更新工事一式
- 7 参加表明者 1者

議案第 3 3 3 号

いきいき工房祖式の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおりいきいき工房祖式の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

1 管理を行わせる公の施設の名称

いきいき工房祖式

2 指定管理者となる団体の所在及び名称

所 在 大田市祖式町 5 4 6 番地 1

団 体 名 祖式地区社会福祉協議会

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（以下略）

## 公の施設の指定管理者の指定に関する説明資料

### 1 施設の名称

いきいき工房祖式

### 2 施設の所在地

大田市祖式町1083番地5

### 3 施設概要

#### (1) 施設内容

作業室、物置、調理実習室、木工作业室、トイレ

#### (2) 構造

木造瓦葺平屋建

#### (3) 規模

延床面積 111.02㎡

### 4 指定管理者となる団体

(1) 名称 祖式地区社会福祉協議会

(2) 所在 大田市祖式町546番地1

(3) 代表者 会長 金田 慶三

### 5 選定理由

当該施設は、地域住民で組織される団体が主に使用する目的で設置された施設であり、当該住民等で構成される団体が管理することにより、利用者の利便性が図られることから、当該団体を選定した。

### 6 指定する期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 3 3 4 号

大田市葬斎場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり大田市葬斎場の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

1 管理を行わせる公の施設の名称

大田市葬斎場

2 指定管理者となる団体の所在及び名称

所 在 広島県広島市中区本川町 2 丁目 1 - 9

団 体 名 株式会社 日本斎苑

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下略)

公の施設の指定管理者の指定に関する説明資料

1 施設の名称

大田市葬斎場

2 施設の所在地及び概要

名 称	大田葬斎場	温泉津葬斎場	仁摩葬斎場	
所在地	大田市鳥井町鳥井 1135番地2	大田市温泉津町福 光イ160番地2	大田市仁摩町仁万 322番地	
施 設 概 要	敷地面積	7,180.00㎡	4,357.00㎡	3,203.00㎡
	開場年	平成元年（1989年）	平成4年（1992年）	昭和62年（1987年）
	延床面積	679.34㎡	225.46㎡	202.50㎡
	主要施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 待合棟（217.73㎡ 待合ホール、待合室、湯沸室、化粧室等）</li> <li>・ 火葬棟（461.61㎡ 玄関ホール、炉前ホール、作業室、拾骨室、霊安室、渡り廊下等）</li> <li>・ 駐車場25台収容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 待合棟（98.00㎡ 待合ホール、待合室、湯沸室、化粧室等）</li> <li>・ 火葬棟（127.46㎡ 炉前ホール、作業室等）</li> <li>・ 駐車場15台収容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 待合棟（72.00㎡ 待合ホール、待合室、湯沸室、化粧室等）</li> <li>・ 火葬棟（130.50㎡ 炉前ホール、作業室、拾骨室、渡り廊下等）</li> <li>・ 駐車場10台収容</li> </ul>
	火葬炉数	2基、胞衣炉1基	1基	1基
	特記事項			令和8年度で閉場予定

3 指定管理者となる団体

- (1) 名 称 株式会社 日本斎苑
- (2) 所 在 広島県広島市中区本川町2丁目1-9
- (3) 代表者 代表取締役 渡部 彰

4 選定結果等

別紙のとおり

5 指定する期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日まで

## 大田市葬斎場の指定管理者候補者の選定結果について

大田市葬斎場の指定管理者の公募を行い、大田市公の施設指定管理者選定委員会で審査を行った結果、次のとおり指定管理者候補者を選定しました。

なお、指定管理者候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に指定管理者に指定されます。

施設の名称	指定管理者候補者	指定期間
大田市葬斎場 〔大田葬斎場 温泉津葬斎場 仁摩葬斎場〕	名称 株式会社 日本斎苑 代表取締役 渡部 彰 所在 広島県広島市中区本川町2丁目1-9	令和7年4月1日から 令和13年3月31日まで

### 【審査の経過】

募集要項、選定基準等の審査	令和6年7月3日(水)
選定委員事前説明会	令和6年9月24日(火)
申請書類等審査	令和6年10月9日(水)
応募者プレゼンテーション・ヒアリング及び採点	令和6年10月15日(火)
総合審査	令和6年11月11日(月)

指定管理者候補者の選定結果については次のとおりです。

施設名	大田市葬斎場
応募団体等 (届出順)	①株式会社 中央ビルサービス 代表取締役社長 高橋 ひとみ ②株式会社 日本斎苑 代表取締役 渡部 彰
指定(予定)期間	令和7年4月1日 から 令和13年3月31日 まで
指定管理者の 候補者団体名	所在地 広島県広島市中区本川町2丁目1-9 名称 株式会社 日本斎苑 代表者 代表取締役 渡部 彰
審査内容	大田市葬斎場の指定管理者候補者の選定にあたり、施設の管理運営に対する理念・基本方針、安定的な人的基盤や財政基盤、実績や経験、施設の設置目的の達成に向けた取組み、利用者の満足度、指定管理業務に係る経費、管理運営体制、平等利用・安全対策・危機管理体制、その他必要事項について書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを行い、選定審査基準に基づき審査した。 (選定委員：8名〔内、民間の選定委員4名〕)
特記すべき経過	指定管理者候補者の選定については、客観性、透明性を確保するため、民間委員を交えて選定審査を行っている。 民間側選定委員には、事前に指定管理業務に係る説明会を開催すると共に、施設の現地視察を行っている。

<p>評価及び結果</p>	<p>今回、現指定管理者からの応募はなく、新規2団体からの応募であった。応募のあった団体は、島根県内において主にビルメンテナンスを行い、民間施設の他、公共施設の清掃・警備などの指定管理及び業務委託なども行っている「株式会社中央ビルサービス」と、主に広島県内において葬斎場指定管理及び火葬業務委託など葬斎に関する業務を専門とする「株式会社日本斎苑」の2団体であった。</p> <p>選定審査基準に基づき採点を行った結果、200点満点中、「株式会社中央ビルサービス」は155.6点（第2位）、「株式会社日本斎苑」は174.1点（第1位）の評価となった。</p> <p>以下、団体の評価を記述する。</p> <p><b>【株式会社中央ビルサービス】</b></p> <p>当該団体は、昭和52年設立、昭和55年に大田営業所を開設しており、大田市内においては、民間・公共施設のビルメンテナンスや警備管理など行っている。</p> <p>プレゼンテーション・ヒアリングにおいては、創業48年となるビルメンテナンス会社の老舗としての経験とノウハウ、県内外の幅広いネットワークを活用した情報収集を活かした施設運営と、大田市に営業所を設けていることによる地域活性化を目指した提案内容であった。</p> <p>また、地元雇用を積極的に行っており、大田営業所では職員44名の内90%が市内在住者であり、その豊富な人員によるバックアップ体制と現指定管理者の火葬総括責任者の採用が内定していることによるスムーズな引継ぎと、新規参入となる火葬業務について、専門的な知識と経験をカバーできる一定の評価ができるものであった。</p> <p>一方、火葬業務や危機管理体制については具体的な提案がなく、採用が内定している現指定管理者職員頼りの傾向が強うかがえた。</p> <p>また、委員からは地元雇用による地域活性化を評価する意見もあったが、一方では低賃金による職員のモチベーションを心配する意見もあった。</p> <p>全体として、故人・遺族の尊厳を尊重した葬斎場運営について考えられているものの、火葬業務について具体的な提案が示されなかったことが評価に影響する形となり、総合審査の結果、第2位の評価となった。</p> <p>なお、当該団体に対する選定委員の最高得点は176点、最低得点は128点であった。</p> <p><b>【株式会社日本斎苑】</b></p> <p>当該団体は広島県広島市に本社を置き、平成元年設立、以来35年間にわたり火葬業務を専門に行っており、現在、広島市をはじめ、三次市、庄原市、三原市などにおいて火葬場の指定管理業務あるいは業務委託を受託するなど、火葬業務における実績と経験を十分に有している会社である。</p> <p>プレゼンテーション・ヒアリングにおいては、これまでの他市における指定管理等の実績を踏まえた提案がなされた。的確な施設管理と環境に配慮した取り組み、また、関係団体や利用者を通じたニーズの把握に努め、トラブルの未然防止や利用者サービスの向上に努めていく姿勢は、審査委員から高く評価されたところである。</p> <p>また、職員の資格取得や研修計画においても、これまでの充実した資格取得状況に加え、今後においても資格取得の支援や具体的な計画が示されている。</p> <p>更に、大田市を島根県内の拠点として、広域的な管理体制を整えることにより、コスト縮減のみならず、技術力や人員配置などのバックアップ体制が可能となるスケールメリットを活かした提案もなされたところである。</p> <p>一方で審査委員からは、火葬炉の自社における保守管理の線引きが不透明なことへの不安や業務委託先に市内事業者が設定されていないなど、</p>
---------------	---

	<p>一部において指摘はあったものの、総合審査の結果、第1位の評価となった。</p> <p>なお、当該団体に対する選定委員の最高得点は192点、最低得点は147点であった。</p> <p>以上のことから、大田市葬斎場の指定管理者の候補者として「株式会社日本斎苑」を選定した。</p>
--	---

議案第 3 3 5 号

三瓶山周辺観光施設（国民宿舎さんべ荘）の指定管理者  
の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり三瓶山周辺観光施設（国民宿舎さんべ荘）の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

1 管理を行わせる公の施設の名称

三瓶山周辺観光施設（国民宿舎さんべ荘）

2 指定管理者となる団体の所在及び名称

所 在 大田市三瓶町志学 2 0 7 2 番地 1

団 体 名 株式会社 さんべ開発公社

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下略)

## 公の施設の指定管理者の指定に関する説明資料

### 1 施設の名称

三瓶山周辺観光施設（国民宿舎さんべ荘）

### 2 施設の所在地

大田市三瓶町志学2072番地1

### 3 施設概要

#### (1) 土地

面積 20,752.78㎡

#### (2) 建物

宿舎 本館	鉄筋コンクリート造瓦葺2階建	3,145.33㎡
	渡り廊下 鉄骨造	8.00㎡
別館	木造瓦葺平屋建	540.89㎡

#### (3) 附帯施設

屋内施設 電気設備、放送設備、給排水衛生設備、空調設備、  
厨房設備、温泉設備、エレベーター設備、CS受信設備  
屋外施設 車庫、無人市場、足湯、機械室1、機械室2、電気室、  
倉庫、温泉施設（露天風呂）、駐車場、植栽

### 4 指定管理者となる団体

(1) 名称 株式会社 さんべ開発公社

(2) 所在 大田市三瓶町志学2072番地1

(3) 代表者 代表取締役 宇谷 義弘

### 5 選定結果等

別紙のとおり

### 6 指定する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 国民宿舎さんべ荘の指定管理候補者の選定結果について

国民宿舎さんべ荘の指定管理者の公募を行い、大田市公の施設指定管理者選定委員会で審査を行った結果、次のとおり指定管理候補者を選定しました。

なお、指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に指定管理者に指定されます。

施設の名称	指定管理候補者	指定期間
国民宿舎さんべ荘	名称 株式会社 さんべ開発公社 代表取締役 宇谷 義弘 所在 大田市三瓶町志学 2072 番地 1	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

### 【審査の経過】

募集要項、選定基準等の審査	令和6年7月3日(水)
選定委員事前説明会	令和6年9月24日(火)
申請書類等審査	令和6年10月9日(水)
応募者プレゼンテーション・ヒアリング及び採点	令和6年10月28日(月)
総合審査	令和6年11月11日(月)

指定管理候補者の選定結果については次のとおりです。

施設名	国民宿舎さんべ荘
応募団体等 (届出順)	①株式会社 さんべ開発公社 代表取締役 宇谷 義弘
指定(予定)期間	令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで
指定管理者の 候補者団体名	所在地 大田市三瓶町志学 2072 番地 1 名称 株式会社 さんべ開発公社 代表者 代表取締役 宇谷 義弘
審査内容	国民宿舎さんべ荘の指定管理候補者の選定にあたり、施設の管理運営に対する理念・基本方針、人的基盤や財政基盤の安定性、実績や経験、施設の設置目的の達成に向けた取組み、利用者の満足度、指定管理業務に係る経費、管理運営体制、平等利用・安全対策・危機管理体制、その他必要事項について書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを行い、選定審査基準に基づき審査した。 (選定委員：8名〔内、民間の選定委員4名〕)
特記すべき経過	指定管理候補者の選定については、客観性、透明性を確保するため、民間委員とともに選定審査を行っている。 民間側の選定委員には、事前に指定管理業務に係る説明会を開催し、施設の概要説明を現地で行っている。

<p><b>評価及び結果</b></p>	<p>選定審査基準に基づき採点を行った結果、200点満点中、「株式会社さんべ開発公社」は167.5点の評価となった。</p> <p>以下、団体の評価を記述する。</p> <p><b>【株式会社さんべ開発公社】</b></p> <p>今回、応募のあった団体は、現在、指定管理者として国民宿舎さんべ荘の管理運営を行っている「株式会社さんべ開発公社」の1団体のみであった。</p> <p>当該団体は、平成22年4月から指定管理業務を受託しており、施設の設置目的及び現状を熟知し、地域に根ざした事業運営を行っている団体である。</p> <p>プレゼンテーション・ヒアリングにおいては、これまでの宿泊を中心とした取り組みに加え、「天空の朝ごはん」・「天空の星降るリフト」等といった三瓶周辺施設との連携による取り組み状況の説明、地域の雇用貢献等が提案された。</p> <p>現指定期間中に「王将戦」が開催されたことで、様々なメディアに取り上げられており、大きな反響を得ている。</p> <p>また、リピーターの確保に向け、利用者の満足度を高めるために積極的な取り組みが行われており、顧客の獲得に対する熱意が感じられた。</p> <p>選定委員会では、石見銀山発見500周年、世界遺産登録20周年に合わせた企画の立案を求める意見があった。また、「この施設の良き面を引き続き残し、更なる斬新な発想を取り入れる」と申請理由に記載があったものの、具体的な提示がないという点も見られた。</p> <p>一方で、「天空の朝ごはん」・「天空の星降るリフト」等の集客イベントが高く評価された。</p> <p>全体的に、経営面は順調と見受けられ、管理運営基盤や、地域との連携・協働が評価された。</p> <p>なお、当該団体に対する選定委員の最高得点は181点、最低得点は147点であった。</p> <p>以上のことから、国民宿舎さんべ荘の指定管理者の候補者として「株式会社さんべ開発公社」を選定した。</p>
----------------------	--

議案第 3 3 6 号

三瓶山周辺観光施設（三瓶観光リフト）の指定管理者の  
指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり三瓶山周辺観光施設（三瓶観光リフト）の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

1 管理を行わせる公の施設の名称

三瓶山周辺観光施設（三瓶観光リフト）

2 指定管理者となる団体の所在及び名称

所 在 飯石郡飯南町上赤名 3 8 番地 2

団 体 名 株式会社 飯南トータルサポート

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（以下略）

## 公の施設の指定管理者の指定に関する説明資料

### 1 施設の名称

三瓶山周辺観光施設（三瓶観光リフト）

### 2 施設の所在地

大田市三瓶町志学口1640番地2

### 3 施設概要

#### (1) 土地

面積 303,506.00㎡

#### (2) 建物

第1リフト監視所	木造ルーフィング葺平屋建	12.96㎡
同 構築物	コンクリート基礎鋼材製（支柱）	19基
同 機械装置	2人乗りリフト	855.95m
重機車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	199.20㎡
物置	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	58.24㎡
車庫	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	87.75㎡
倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	61.38㎡
倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	196.49㎡
駅舎（倉庫）		
	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	261.00㎡
切符売場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	16.59㎡

#### (3) 附帯施設

屋外施設 送電設備、ナイター設備、機械装置設備、  
信号保安通信設備

### 4 指定管理者となる団体

(1) 名称 株式会社 飯南トータルサポート

(2) 所在 飯石郡飯南町上赤名38番地2

(3) 代表者 代表取締役 正木 喜代隆

5 選定結果等

別紙のとおり

6 指定する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### 三瓶観光リフトの指定管理候補者の選定結果について

三瓶観光リフトの指定管理者の公募を行い、大田市公の施設指定管理者選定委員会で審査を行った結果、次のとおり指定管理候補者を選定しました。

なお、指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に指定管理者に指定されます。

施設の名称	指定管理候補者	指定期間
三瓶観光リフト	名称 株式会社 飯南トータルサポート 代表取締役 正木 喜代隆 所在 飯石郡飯南町上赤名 38 番地 2	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

#### 【審査の経過】

募集要項、選定基準等の審査	令和6年7月3日(水)
選定委員事前説明会	令和6年9月24日(火)
申請書類等審査	令和6年10月9日(水)
応募者プレゼンテーション・ヒアリング及び採点	令和6年10月28日(月)
総合審査	令和6年11月11日(月)

指定管理候補者の選定結果については次のとおりです。

施設名	三瓶観光リフト
応募団体等 (届出順)	①株式会社 飯南トータルサポート 代表取締役 正木 喜代隆
指定(予定)期間	令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで
指定管理者の 候補者団体名	所在地 飯石郡飯南町上赤名38番地2 名称 株式会社 飯南トータルサポート 代表者 代表取締役 正木 喜代隆
審査内容	三瓶観光リフトの指定管理候補者の選定にあたり、施設の管理運営に対する理念・基本方針、人的基盤や財政基盤の安定性、実績や経験、施設の設置目的の達成に向けた取組み、利用者の満足度、指定管理業務に係る経費、管理運営体制、平等利用・安全対策・危機管理体制、その他必要事項について書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを行い、選定審査基準に基づき審査した。 (選定委員：8名〔内、民間の選定委員4名〕)
特記すべき経過	指定管理候補者の選定については、客観性、透明性を確保するため、民間委員とともに選定審査を行っている。 民間側の選定委員には、事前に指定管理業務に係る説明会を開催し、施設の概要説明を現地で行っている。

<p>評価及び結果</p>	<p>選定審査基準に基づき採点を行った結果、200点満点中、「株式会社飯南トータルサポート」は162.5点の評価となった。</p> <p>以下、団体の評価を記述する。</p> <p><b>【株式会社 飯南トータルサポート】</b></p> <p>今回、応募のあった団体は、現在、指定管理者として三瓶観光リフトの管理運営を行っている「株式会社 飯南トータルサポート」の1団体のみであった。</p> <p>三瓶観光リフトは、前指定管理者の指定取消申し出により、令和3年7月31日付で指定を取消し、令和3年8月1日から運休していた。</p> <p>当該団体は、当該施設の早期運行再開が必要であること、安全な運行のために県内でのリフト運行実績が必要と判断したことから指定管理者候補者として「選定」した団体である。令和3年11月1日より当該施設の指定管理者として管理運営を行っており、施設を熟知している団体である。</p> <p>プレゼンテーション・ヒアリングにおいては、良好な経営状況、他三瓶周辺施設との連携・協働、管理運営体制、安全対策、事故発生時の対応等の説明がなされた。その中で、最大の目的は「安全輸送」であるという確認ができた。また、自主事業として、飲食店営業を計画中とのことであった。</p> <p>選定委員会では、採算状況、学校などの団体利用、CMを再開することでの効果、早朝や深夜帯の労働環境等について質疑があった。今回の募集では指定管理料が前回時より減額となるが、十分採算が取れるとのことであった。また、類似の他指定管理施設の運営状況に関する質疑があり、会社として大きなリスクはないという回答を得た。</p> <p>施設の管理運営に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っている点が評価された。</p> <p>なお、当該団体に対する選定委員の最高得点は174点、最低得点は149点であった。</p> <p>以上のことから、三瓶観光リフトの指定管理者の候補者として「株式会社飯南トータルサポート」を選定した。</p>
---------------	---

議案第 3 3 7 号

三瓶山周辺観光施設（西の原レストハウス）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり三瓶山周辺観光施設（西の原レストハウス）の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

1 管理を行わせる公の施設の名称

三瓶山周辺観光施設（西の原レストハウス）

2 指定管理者となる団体の所在及び名称

所 在 大田市三瓶町池田 2 2 1 4 番地 1

団 体 名 株式会社 necco

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下略)

## 公の施設の指定管理者の指定に関する説明資料

### 1 施設の名称

三瓶山周辺観光施設（西の原レストハウス）

### 2 施設の所在地

大田市三瓶町池田 3 2 9 4 番地 4

### 3 施設概要

#### (1) 施設内容

レストラン、展示・物販コーナー、事務室、休憩室、厨房、倉庫、  
便所、機械室、燃料室

#### (2) 構造

鉄骨造陸屋根鋼板葺平屋建

#### (3) 規模

敷地面積 9, 2 4 5. 0 0 m<sup>2</sup>

延床面積 4 1 2. 5 2 m<sup>2</sup>

### 4 指定管理者となる団体

(1) 名 称 株式会社 necco

(2) 所 在 大田市三瓶町池田 2 2 1 4 番地 1

(3) 代表者 代表取締役 梶谷 美由紀

### 5 選定結果等

別紙のとおり

### 6 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

## 西の原レストハウスの指定管理候補者の選定結果について

西の原レストハウスの指定管理者の公募を行い、大田市公の施設指定管理者選定委員会で審査を行った結果、次のとおり指定管理候補者を選定しました。

なお、指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に指定管理者に指定されます。

施設の名称	指定管理候補者	指定期間
西の原レストハウス	名称 株式会社 necco 代表取締役 梶谷 美由紀 所在 大田市三瓶町池田 2214 番地 1	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

### 【審査の経過】

募集要項、選定基準等の審査	令和6年7月3日（水）
選定委員事前説明会	令和6年9月24日（火）
申請書類等審査	令和6年10月9日（水）
応募者プレゼンテーション・ヒアリング及び採点	令和6年10月28日（月）
総合審査	令和6年11月11日（月）

指定管理候補者の選定結果については次のとおりです。

施設名	西の原レストハウス
応募団体等 (届出順)	①株式会社 necco 代表取締役 梶谷 美由紀
指定(予定)期間	令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで
指定管理者の 候補者団体名	所在地 大田市三瓶町池田 2214 番地 1 名称 株式会社 necco 代表者 代表取締役 梶谷 美由紀
審査内容	西の原レストハウスの指定管理候補者の選定にあたり、施設の管理運営に対する理念・基本方針、人的基盤や財政基盤の安定性、実績や経験、施設の設置目的の達成に向けた取組み、利用者の満足度、指定管理業務に係る経費、管理運営体制、平等利用・安全対策・危機管理体制、その他必要事項について書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを行い、選定審査基準に基づき審査した。 (選定委員：8名〔内、民間の選定委員4名〕)
特記すべき経過	指定管理候補者の選定については、客観性、透明性を確保するため、民間委員とともに選定審査を行っている。 民間側の選定委員には、事前に指定管理業務に係る説明会を開催し、施設の概要説明を現地で行っている。

<p>評価及び結果</p>	<p>選定審査基準に基づき採点を行った結果、200点満点中、「株式会社 necco」は156.2点の評価となった。</p> <p>以下、団体の評価を記述する。</p> <p><b>【株式会社 necco】</b></p> <p>今回、応募のあった団体は、現在、指定管理者として西の原レストハウスの管理運営を行っている「株式会社 necco」の1団体のみであった。</p> <p>当該団体は平成27年から指定管理業務を受託しており、施設の設置目的及び現状を熟知している団体である。</p> <p>プレゼンテーション・ヒアリングにおいては、「三瓶エリアの顔にふさわしい情報発信を行う、地域の多様な資源へのつなぎ役を果たし、三瓶エリアでの周遊性向上につなげる、定着してきた「山の駅さんべ」の事業をしっかりと引き続き運営していく」ことを基本方針とした説明がなされ、三瓶及び大田市の観光振興に向けた意気込みが感じ取れる内容であった。</p> <p>また、地域との連携・協働といった強みを活かす方向性と老朽化する施設の能力から脱却する弱みを改善する方向性の二方向からの提案がなされた。</p> <p>自主事業については、地元産品を使用したレストラン事業が一番の強みとの認識があり、売上をさらに伸ばすとともに、セイタカアワダチソウからアロマオイルを精製する等、外来種の有効活用といったボタニカル事業に力を入れるとの提案がなされた。</p> <p>また、三瓶エリアの活性化に向け、地域事業者との連携に意欲的であり、中心的な役割を担っていることから、次期指定期間での意識醸成が期待される。</p> <p>選定委員会では、経営面を案ずる意見があったものの、地域との連携や協働、地元産品の活用などが評価された。</p> <p>なお、当該団体に対する選定委員の最高得点は174点、最低得点は128点であった。</p> <p>以上のことから、西の原レストハウスの指定管理者の候補者として「株式会社 necco」を選定した。</p>
---------------	--

議案第 3 3 8 号

三瓶山周辺観光施設（北の原キャンプ場）の指定管理者  
の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり三瓶山周辺観光施設（北の原キャンプ場）の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

1 管理を行わせる公の施設の名称

三瓶山周辺観光施設（北の原キャンプ場）

2 指定管理者となる団体の所在及び名称

所 在 大田市三瓶町多根 1 1 2 1 番地 8

団 体 名 公益財団法人 しまね自然と環境財団

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（以下略）

## 公の施設の指定管理者の指定に関する説明資料

### 1 施設の名称

三瓶山周辺観光施設（北の原キャンプ場）

### 2 施設の所在地

大田市三瓶町多根 1 1 2 1 番地 1

### 3 施設概要

#### (1) 土地

面積 185,059.00 m<sup>2</sup>

#### (2) 建物

セントラルロッジ

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建 905.58 m<sup>2</sup>

#### (3) 附帯施設

ケビン 13 棟（10 人用 3 棟、5 人用 10 棟）

バンガロー 5 棟（6 人用 3 棟、4 人用 2 棟）

テントサイト

（73 区画 電源付サイト、常設テントサイト、テント持込サイト）

シャワー棟 3 棟、公衆便所 4 棟、炊事場 7 棟、

多目的ファイヤー場 1 棟

ドッグラン（981.19 m<sup>2</sup>）、休憩棟 1 棟

電気設備 1 式、放送設備 1 式、給排水衛生設備 1 式、空調設備 1 式

テレビ共聴設備 1 式

### 4 指定管理者となる団体

(1) 名称 公益財団法人 しまね自然と環境財団

(2) 所在 大田市三瓶町多根 1 1 2 1 番地 8

(3) 代表者 理事長 松浦 芳彦

### 5 選定結果等

別紙のとおり

6 指定する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 北の原キャンプ場の指定管理候補者の選定結果について

北の原キャンプ場の指定管理者の公募を行い、大田市公の施設指定管理者選定委員会で審査を行った結果、次のとおり指定管理候補者を選定しました。

なお、指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に指定管理者に指定されます。

施設の名称	指定管理候補者	指定期間
北の原キャンプ場	名称 公益財団法人 しまね自然と環境財団 理事長 松浦 芳彦 所在 大田市三瓶町多根 1121 番地 8	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

### 【審査の経過】

募集要項、選定基準等の審査	令和6年7月3日(水)
選定委員事前説明会	令和6年9月24日(火)
申請書類等審査	令和6年10月9日(水)
応募者プレゼンテーション・ヒアリング及び採点	令和6年10月28日(月)
総合審査	令和6年11月11日(月)

指定管理候補者の選定結果については次のとおりです。

施設名	北の原キャンプ場
応募団体等 (届出順)	①公益財団法人 しまね自然と環境財団 理事長 松浦 芳彦
指定(予定)期間	令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで
指定管理者の 候補者団体名	所在地 大田市三瓶町多根 1121 番地 8 名称 公益財団法人 しまね自然と環境財団 代表者 理事長 松浦 芳彦
審査内容	北の原キャンプ場の指定管理候補者の選定にあたり、施設の管理運営に対する理念・基本方針、人的基盤や財政基盤の安定性、実績や経験、施設の設置目的の達成に向けた取組み、利用者の満足度、指定管理業務に係る経費、管理運営体制、平等利用・安全対策・危機管理体制、その他必要事項について書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを行い、選定審査基準に基づき審査した。 (選定委員：8名〔内、民間の選定委員4名〕)
特記すべき経過	指定管理候補者の選定については、客観性、透明性を確保するため、民間委員とともに選定審査を行っている。 民間側の選定委員には、事前に指定管理業務に係る説明会を開催し、施設の概要説明を現地で行っている。

<p>評価及び結果</p>	<p>選定審査基準に基づき採点を行った結果、200点満点中、「公益財団法人 しまね自然と環境財団」は162.2点の評価となった。 以下、団体の評価を記述する。</p> <p><b>【公益財団法人 しまね自然と環境財団】</b> 今回、応募のあった団体は、現在、指定管理者として北の原キャンプ場の管理運営を行っている「公益財団法人 しまね自然と環境財団」の1団体のみであった。</p> <p>当該団体は、県立時代を含め、平成3年から受託者あるいは指定管理者として当該施設の管理運営を行っており、施設の現状を熟知している団体である。</p> <p>プレゼンテーション・ヒアリングにおいては、長年の経験と、三瓶自然館サヒメルとの一体的な運営による効率的かつ魅力的な施設運営、施設利用状況・売上状況、キャンプスタイル・ニーズの変化等について説明がなされた。</p> <p>また、倒木・落枝被害など安全性や、施設の老朽化、オートキャンプが主流となる中での集団利用を想定した基本設計の古さ等の現状課題の認識もあり、施設に対する懸念を窺えた。安全面や老朽化等の課題の解決や効率的かつ魅力的な再整備に向けた意欲を感じる説明であった。</p> <p>選定委員会では、SNS上でのキャンペーンを通じたリピーターの確保や、施設の稼働率、将来計画の具体案等の質疑があり、市と協議の上、EV自動車の充電環境整備を求める意見もあった。</p> <p>また、団体として「三瓶山の魅力そのものを感じていただけるキャンプ場」、「三瓶山の長所を活かして、泊まっていたきながら、三瓶全体・大田市全体を楽しんでいただける」施設を目指していくことや、魅力的なキャンプ場にするための具体的な提案を確認することができた。</p> <p>なお、当該団体に対する選定委員の最高得点は183点、最低得点は147点であった。</p> <p>以上のことから、北の原キャンプ場の指定管理者の候補者として「公益財団法人 しまね自然と環境財団」を選定した。</p>
---------------	---